

山口大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針

山口大学教育学部附属特別支援学校（以下、「本校」という。）は、いじめ対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると認識する。

本校は、心身に障害のある児童生徒が在籍しており、一人一人の障害特性に応じた対応が必須である。本校におけるいじめ防止等の対策が組織的に行われるよう、法の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して、「山口大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義

「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（法第 2 条）

- 学校において
- ①一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う
 - ②心理的又は物理的な影響を与える行為
 - ③対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの、もしくは、感じると思われるもの



2 いじめ防止等のための基本方針

「児童等は、いじめを行ってはならない」（法第 4 条）より、

- 1) いじめがすべての児童生徒に関係する問題であると鑑み、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- 2) いじめを未然に防止することが大切であり、いじめを行わず、及びいじめを認識しながら放置することがないようにするため、規範意識を醸成する取組を行う。
- 3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、大学、学校、家庭、地域、関係機関との連携の下に行う。

3 いじめ防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的かつ計画的に行われるよう、「いじめ等対策委員会」を設置し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実践的な対策を行う。「いじめ等対策委員会」とは、校長を委員長とし、学識経験者、PTA 会長、教頭、各部主事、生活指導部長、発達支援部長、養護教諭、校内コーディネーター、スクールカウンセラーで構成される。いじめ等が確認さ

れたときには、該当児童生徒の担任、必要に応じて関係機関の専門家と連携し、委員会を開く。委員会は年2回の全委員による会議、事案発生時に必要に応じた緊急会議を行う。実働的な組織として、生活指導部会があり、校内コーディネーターと協力して行う。

1) 未然防止（いじめの予防）

- ・児童生徒の規範意識を育むと共に、人権尊重の意識を養うために具体的な取組を行う。
- ・児童生徒が仲間と協力することの大切さを感じ、一緒に活動する喜びを体験していくことができる学習活動を取り入れる。
- ・保護者と連携が取れるように、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・毎月の職員会の際に、児童生徒の情報交換を行い、全教職員の共通理解を図る。
- ・定期的に行われるケース会議にて、気になる生徒の情報を共有する。
- ・児童生徒の校外生活について、地域の相談窓口や関係機関と連携を図り、学校を中心とした地域情報ネットワークの充実に務める。
- ・教員のいじめに対する正しい認識等資質の向上やいじめの認知のための感度を高める。

2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- ・教師に相談しやすい雰囲気作りを行う。児童生徒の不安や悩みを受け止めるようにする。
- ・連絡帳のコメントなどから、気になる内容は担任→主事→校内コーディネーターに報告する。
- ・児童生徒へのアンケート（聞き取り調査等を含む）及び教育相談を年3回、実施する。

3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- ・いじめを認知した教師は一人で抱え込むことなく、情報の共有を行い、事実関係の調査を行う。
- ・いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けた取組を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒へ心のケアを担当及び副担任を中心に行う。
- ・スクールカウンセラーはいじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめをした児童生徒とその対象となった児童 生徒に対して面談を行うなど、いじめの解消や再発防止を支援する。
- ・いじめを行った児童生徒に対して、校則に沿った懲戒を含め毅然とした姿勢で対応する。
ただし、児童生徒の障害特性を十分配慮した上で指導する。

4) 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われると判断した時には、教育的配慮を行いながら、警察等外部専門家と連携した対応を図る。

4 関係機関等の相談窓口

1) 本校 山口大学教育学部附属特別支援学校 代表 083-933-5480

FAX 083-933-5486

*校内コーディネーター直通 083-933-5482 (保健室)

2) 関係機関等の相談窓口

- | | |
|------------------------------|--|
| ○ こども人権110番（山口地方法務局） | 0120-007-110 |
| ○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1202 |
| ○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部） | 083-922-8983 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） | 0120-49-5150 |
| ○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1240 |
| ○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課） | 083-933-4531 |
| ○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター） | soudan@center.vsn21.jp |